

道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」における「BE KOBE」モニュメント  
デザイン・設計・製作・設置業務 公募型プロポーザル実施要領

令和4年11月  
神戸市経済観光局農水産課

## 1. 業務名称

道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」における「BE KOBE」モニュメント  
デザイン・設計・製作・設置業務

## 2. 業務目的

道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」は、里山・農村地域にあり、市域の農業振興拠点施設であると同時に都市と農村の交流拠点施設でもあり、年間約 100 万人の来場がある。

施設では、地元農産物の販売や食育イベントの実施といった地元農産物の情報発信や来園者との交流事業を行うとともに、バスの運行により近隣観光施設をつないだり、道の駅「淡河」までのサイクリングコースを設置するなど、様々な取り組みを行っており、農村ツーリズムの起点としての役割を果たすことを目指している。

そこで、里山・農村地域の活性化とその魅力発信を更に推進していくために、これまで以上に多くの人々が訪れる施設となるよう、道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」に「BE KOBE」モニュメントを設置する。

本業務では、「神戸の様々な魅力の中で一番の魅力は人である」という「BE KOBE」に込められたシビックプライド・メッセージに従い、また、緑豊かな自然環境とともに茅葺建物等の重要文化財が数多く残っている北区のイメージや里山・農村地域を意識でき、また、そこに住む人の取り組みと訪れる人との間に交流が生まれるような、モニュメントのデザインから設計・製作・設置までを一括業務として実施するため、公募型プロポーザル方式により提案を求め、総合的に評価し、この業務に最適な事業者を選定する。

## 3. 業務内容に関する事項

### (1) 業務内容

「BE KOBE」モニュメントのデザイン・設計・製作・設置

### (2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで

### (3) 委託料（契約上限額）

金15,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

### (4) 履行場所

神戸市北区大沢町上大沢 2150

道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」内

## 4. 応募資格、必要な資格・許認可等

本業務に応募する事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

### (1) 法人であること（法人格のない共同事業体も認める）。

① 1 事業者につき 1 つの提案とする。

② モニュメントのデザイン・設計・製作・設置に関して、実施体制を確保し執行できる能力を有すること。

- ③ 製作・設置を担当する事業者のいずれかは建設業の許可を有すること。
- (2) 単独事業者による応募の場合、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
  - ③ 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条各号に該当する団体でないこと。
  - ⑤ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
  - ⑥ 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - ⑦ 本市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
  - ⑧ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
  - ⑨ 業務を的確に遂行するに足る能力を有していること。
  - ⑩ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
  - ⑪ 租税公課の未納および滞納処分を受けていないこと。
- (3) 複数の事業者等により構成される共同事業体の場合、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。
- ① 構成員すべてが、上記（2）①～⑪に掲げる要件をすべて満たしていること。
  - ② 構成員は、本事業に同時に参加する他の共同事業体の構成員以外で構成すること。また、当該構成員は、単独で本事業に参加していないこと。

## 5. スケジュール

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| (1) 公募開始           | 令和4年11月4日(金)        |
| (2) 現地説明会申込受付締切    | 令和4年11月16日(水)正午まで   |
| (3) 現地説明会          | 令和4年11月18日(金)午後2時より |
| (4) 参加申込書類及び質問受付締切 | 令和4年11月28日(月)正午まで   |
| (5) 質問に対する回答       | 令和4年12月1日(木)予定      |
| (6) 企画提案書の提出締切     | 令和4年12月19日(月)正午まで   |
| (7) 選定委員会          | 令和4年12月下旬予定         |
| (8) 選定結果通知         | 令和4年12月下旬予定         |
| (9) 契約締結・事業開始      | 令和4年12月下旬予定         |
| (10) 事業完了          | 令和5年3月31日(金)        |

## 6. 現地説明会の開催

現地説明会を以下のとおり開催する。参加する場合は、「11. 提出先、問い合わせ先」までメールにて申込の上、当日は名刺を持参すること。

質問については、「7.参加手続き等に関する事項」に定めるとおりとし、現地説明会当日には質疑応答の時間は設けない。

なお、本事業への参加申込には、この現地説明会の参加は必須ではない。

- ①開催日時 令和4年11月18日(金) 午後2時から
- ②集合場所 道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」内  
※詳細な場所は現地説明会前日に参加者へメールで連絡する。
- ③集合時間 午後1時50分
- ④参加人数 1事業者2名以内
- ⑤申込締切 令和4年11月16日(水) 正午まで

<メールの内容>

- ・件名：「BE KOBE」モニュメント設置業務の現地説明会への参加申込
- ・本文：事業者名、事業者所在地、連絡先（電話番号、E-mail アドレス）、参加人数

## 7. 参加手続き等に関する事項

### (1) 参加申込書類の提出

- ① 提出方法  
持参又は郵送・宅配により提出すること。持参による場合は、事前に電話連絡すること。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法とし、それ以外の方法により郵送・宅配されたものは受け付けない。
- ② 提出締切  
令和4年11月28日(月)正午まで  
※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時。  
※郵送・宅配する場合は、提出期間内に提出先に到着することとする。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。
- ③ 提出場所  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館3階  
神戸市経済観光局農水産課
- ④ 提出書類（各1部）
  - ア) 参加申込書兼質問書【様式1】
  - イ) 誓約書【様式2】
  - ウ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書【様式3】
  - エ) 会社・団体の定款、規約等
  - オ) 直近1年分の貸借対照表及び損益計算書（写し可）
  - カ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（発行から3か月以内のもの、写し可）
  - キ) 直近1年分の神戸市民税の納税証明書（発行から3か月以内のもの、写し可）
  - ク) 法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書
  - ケ) 共同事業体での参加を希望する者は、共同事業体結成届出書【様式4】及び構成員全員についてイ)～ク)を併せて提出すること。
- ⑤ 参加資格の喪失  
参加申込書類の提出後、事業者が次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失する。なお、選定委員会の開催後に、評価点が最も高い事業者が次のいずれかに該当することが発覚したときは、評価点の次点者を繰り上げるものとする。
  - ア) 「4.応募資格、必要な資格・許認可等」の資格要件を満たさないことが発覚したとき。
  - イ) 「7.参加手続き等に関する事項」に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 質問への回答の公表

回答は実施要領の追補とみなし、質問提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を、参加申込書兼質問書【様式1】の連絡先にメールにて送付する。なお、質問した事業者名は公表しない。

## 8. 企画提案書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送・宅配により提出すること。持参による場合は、事前に電話連絡すること。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法とし、それ以外の方法により郵送・宅配されたものは受け付けない。

(2) 提出締切

令和4年12月19日(月)正午まで

※持参による場合は、本市の休日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時。

※郵送・宅配する場合は、提出期間内に提出先に到着すること。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(3) 提出場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館3階  
神戸市経済観光局農水産課

(4) 提出書類

① 道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」における「BE KOBE」モニュメントデザイン・設計・製作・設置業務に係る企画提案書の提出について【様式5】

② 企画提案書(任意様式)

i 提案数 1事業者につき1案

ii ページ数等

・図面を除いてA4サイズとする(表紙と目次を除き、20ページ以内とし、ページ番号を付与すること)。

・カラー印刷可

③ 見積書(任意様式)

デザイン、設計、製作、設置に要する費用の内訳がわかるように記載すること。

上記資料各2部と、上記資料の電子データを記録した電子媒体(DVD-R)を1部提出すること。なお、電子データはMS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、AdobePDFのいずれかとし、フォーマットはWindowsOSに対応したものとする。

(5) 提案項目

ア) モニュメントに関する事項

・デザインコンセプト(モニュメントの使われ方やモニュメント設置後の道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」での利用のされ方のイメージを含むこと)

・デザイン

「BE KOBE」の成り立ちを理解し、緑豊かな自然環境とともに茅葺建物等の重要文化財が数多く残っている北区のイメージや里山・農村地域を意識できるデザイン、材料を提案すること。SNS等を活用した情報発信を意識した提案をすること。

※北区については、神戸市ウェブサイトを参照すること。

北区全体の紹介 URL :

<https://www.city.kobe.lg.jp/f96104/kuyakusho/kitaku/shoukai/gaiyou/index.html>

北区（北神地域）の紹介 URL :

<https://www.city.kobe.lg.jp/kuyakusho/hokushin/shokai.html>

※神戸市ウェブサイト参照の上、「ロゴマーク「BE KOBE」の使用に関する要綱」及び「ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守すること。なお、同ウェブサイトには既存の3か所の「BE KOBE」モニュメントの情報も掲載されているため、これらについても参照すること。

神戸市ウェブサイト URL : <https://bekobe.jp/>

- ・パース図（A4 又は A3 サイズとする。イ）の付属物を含め 2 枚を上限とする）
- ・モニュメントの平面図、立面図及び側面図 それぞれ S=1/50 : A3 サイズ
- ・主要材料表（材質、概算重量等を記載すること）

#### イ) 集客・発信に関する事項

##### ・位置・範囲

市が想定している提案箇所は別添①想定位置図のとおり。園内の他の場所も提案可能とするが、園内の全ての場所で提案可能とは限らないため、別添②道の駅区域を参考とすること。なお、他の場所を提案する場合は位置図を作成すること。

##### ・サイズ

市が想定している提案箇所においては、埋設配管への影響を避けるため、横幅 8 m、奥行 1.5m 程度におさめること。

園内の他の場所での提案については、設置箇所周辺の建物に影響を与えず、なおかつ人や車両の通行の妨げとならないようなサイズとすること。

##### ・付属物

モニュメントのデザインの効果を高め、道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」を訪れた人が、SNS 等を活用した情報発信に活用したくなる付属物の提案を求める。

#### ウ) 執行体制

- ・統括業務責任者、実施責任者及び実施担当者等の実施体制
- ・建設業許可登録内容

#### エ) 施工実績

- ・類似業務実績

#### オ) 事業スケジュール

- ・工程表（デザイン・設計・製作・設置の所要日数を明記すること）

#### カ) 維持管理に関する事項

- ・設置後に想定される維持管理及びメンテナンスの頻度や費用等

#### キ) 安全性に関する事項

- ・安全性の確保方法
- ・強度・耐久力

日光・風雨・温度等に対して一定の耐久性を有していること。人がモニュメン

トに乗ることは想定していないが、提案位置によっては、万が一、人が乗った場合に破損しない強度を有すること。

(6) 著作権等について

提案書等の著作権は事業者に帰属する。ただし、本市が寄附金に関する情報発信や募集に関する報告等のために必要な場合には、必要な範囲において提案書等の内容を無償で使用できるものとする。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、事業者が負うこととする。

## 9. 選定に関する事項

### (1) 選定方法

- ① 本事業における企画提案の評価については、選定委員会が公平かつ客観的な評価を行う。
- ② 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の評価を行う。
- ③ 選定委員会（プレゼンテーション）
  - ・日時：令和4年12月下旬予定
  - ・場所：神戸市経済観光局大会議室（予定）  
※詳細は、改めて参加者に連絡する。
  - ・プレゼンテーション方法  
時間：20分（説明10分、質疑応答10分）  
説明者：2名まで  
その他：プロジェクター及びスクリーンは使用可能。  
追加資料の配布は不可。ただし、提出資料の全部又は一部を拡大（A1版程度まで）して使用することや、内容に変更が無い範囲でプレゼンテーション用（パワーポイント等）に加工して使用することを認める。  
※新型コロナウイルスの流行状況により、オンラインでのプレゼンテーションに変更する可能性がある。
- ④ 契約候補者の決定  
選定委員会の結果、評価点が最も高い事業者を契約候補者として決定する。  
なお、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、見積金額が安い事業者を契約候補者とする。
- ⑤ 評価点が60点（満点の6割）を最低基準点とし、60点未満の事業者は失格とする。
- ⑥ 本事業に応募する者が1者であっても、選定委員会を開催する。

### (2) 選定基準

#### 【提案に関する配点 65点】

- ① モニュメントへの評価〔20点〕  
道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」の新しいコンテンツに相応しく、周辺景観と調和しながらも、独自性の高いコンセプト及びデザインとなっている。
- ② 集客・発信に繋がる内容〔20点〕  
市内外から多くの人々が訪れたいようなスポットとしての魅力があり、SNS等を活用した発信意欲の促進が期待できる提案となっている。
- ③ 事業スケジュール〔5点〕  
事業スケジュールが具体的で、効率的で無理がない。

- ④ 維持管理〔10点〕  
維持や管理について想定しておくべき内容まで考慮された提案となっている。
- ⑤ 安全性〔10点〕  
耐久性や耐候性等の他、人が乗らないような工夫がされている。又は人が乗っても安全に利用できる構造となっている。

【遂行能力に関する配点 20点】

- ⑥ 執行体制〔10点〕  
専門的な知見や経験を有しており、業務を行うにあたり十分な人員及び管理体制となっている。
- ⑦ 業務実績〔10点〕  
過去の業務実績に当該業務と類似した実績がある。

【価格に関する配点 5点】

- ⑧ 費用〔5点〕  
評価点 =  $5 \times (\text{最低提案価格} \div \text{事業者の提案価格})$   
(小数点以下第1位は四捨五入)

【所在地に関する配点 10点】

- ⑨ 事業所所在地〔10点〕
  - a. 地元事業者（事業者の本社所在地が神戸市内）10点
  - b. 準地元事業者（本社が市内にないが、支店等が市内にある）5点
 共同事業者の場合は、構成員すべての本社所在地にて判断をし、その平均点（小数点以下第1位は四捨五入）を加算する。  
 (例) 市内事業者×市内事業者 →  $(10点 + 10点) \div 2 = 10点$   
       市内事業者×準地元事業者 →  $(10点 + 5点) \div 2 = 8点$   
       準地元事業者×市外事業者 →  $(5点 + 0点) \div 2 = 3点$

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の事業者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の事業者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提案書の全部又は一部を提出しない場合又は提案書の提出枚数が指定の枚数を超過する場合。
- ⑤ 提案書の全部又は一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

- ① 評価結果及び選定結果は、決定後速やかに全ての事業者へ通知し、また、本市ホームページに掲載する。
- ② 事業者は、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、契約候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求められることができる。この場合、説明を求められることができる期間の末日の翌日から起算して原則として10日（休日等を除く。）以内に書面等により回答する。理由の説明について



ては、原則として事業者の評価項目別の点数を示す。

## 10. その他

### <提供資料>

参加申込書類提出事業者に対し、市よりメールにて提供する。

- ・市が想定している提案箇所の平面図（TIF データ）

### <留意事項>

- (1) 提案に係る費用は、事業者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。また、期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査以外に事業者が無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (6) 選定された事業者は、市の定める委託契約約款に基づき契約手続きを行い、契約を締結する。また、提出された書類に関する内容も契約の範囲とする。
- (7) 契約締結後であっても、応募資格を満たさないことが判明した場合または書類に虚偽の記載が発覚した場合は、神戸市は何ら催告を要せず契約を解除することができる。なお、これにより事業者に生じた損害について神戸市は一切の責任を負わない。
- (8) 本業務において採択されたデザイン・設計・製作・設置したモニュメントのデザイン・設計に係る著作権は、全て神戸市に帰属するものとする。
- (9) 事業者の選定後、神戸市からデザインの相談・変更を求められた場合は、事業者は協議に応じ、適切に対応すること。

## 11. 提出先、問い合わせ先

住所：〒651-0087

神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 3階

神戸市経済観光局農水産課

E-mail : fruit-flowerpark@office.city.kobe.lg.jp

電話：078-984-0380

※受付時間 本市の休日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時